主 文

原判決を破毀する。

本件を東京高等裁判所に差戻する。

理 由

弁護人大塚喜一郎の上告趣意について。

原判決は、本件強盗の事実を認定する証拠として、出刃庖丁、菜切庖丁、角棒(昭和二二年押第一七四一号の一乃至三)の各存在を挙示している。しかるに、原審公判調書を精査するも、右押収物件について、旧刑訴法第三四一条第一項の証拠調手続を履践した証跡がない。しからば、原判決は適法な証拠調を経ない、証拠物を証拠とした違法があるのであつて、この点において原判決は破毀を免れないものである。

よつて、同弁護人のその余の論旨、及び弁護人山田盛の上告趣意についての判断 を省略し、刑訴施行法第二条、旧刑訴法第四四八条ノ二、第一項に従い、主文のご とく判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官 茂見義勝関与

昭和二四年三月五日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官